

令和4年9月21日

〒451-0045

名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー18階

株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人から貴社に対する令和4年5月24日付け申入書に対し、貴社からは、令和4年6月24日付けでご回答を頂きました。

貴社からは、当法人が貴社の規約について対外的に開示しないことを確約することを条件に、最新の規約を開示する旨のご連絡を再度頂いています。

しかし、繰り返しとなりますが、当法人としては、消費者契約法27条において事業者からの回答等を消費者に対して提供する努力義務を負うものとされていることから、貴社の条項がどのように改善されたのか、あるいは改善されなかったのかについて公表させていただく所存です。

貴社は、当法人が貴社の規約を対外的に開示しないことを条件にする理由として、将来貴社が規約を修正した場合に、消費者が最新の規約と当法人が開示した規約を参照することにより混乱すること等を主張されています。

当法人としては、貴社の規約を開示する場合においては、必ずしもその全部を開示するのではなく、問題としている一部分を開示するにすぎません。また、貴社のご懸念に配慮して、貴社から開示された規約を対外的に開示する際は、「当該規約

は〇年〇月〇日時点のものであり、最新の規約については事業者にお問い合わせください」との文言を付すなど、消費者に無用な混乱を生じさせないような対応をします。

以上を前提に、改めて貴社の最新の規約の開示の可否をご検討いただき、令和4年10月21日までに、貴社の見解をご回答ください。

敬具